

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
【英訳名】	TECHNO HORIZON HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野村 拓伸
【本店の所在の場所】	名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
【電話番号】	(052)823 - 8551 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 水上 康
【最寄りの連絡場所】	名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
【電話番号】	(052)823 - 8551 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 水上 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年6月26日開催の当社第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき15円 総額202,157,385円

第2号議案 定款の一部変更の件

商号変更について

当社は、2021年4月1日（予定）をもって、当社の100%子会社である株式会社エルモ社、株式会社中日諏訪オプト電子及び株式会社タイテックを吸収合併し、各事業会社を支配又は管理する持株会社から、自ら事業を行う事業会社へと移行いたします。かかる経営体制の変更に伴い、先行して現行定款第1条（商号）の変更を行います。なお上記の現行定款第1条に関する定款一部変更の効力は、（2020年10月1日予定）に生ずる事といたします。

事業目的の変更について

今後の事業会社への移行を踏まえ、現行定款第2条（目的）第1項柱書及び第2項の変更等を行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、野村拓伸、水上康、口野達也、寺澤和哉、越原洋二郎を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権・無効（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第1号議案	76,193	1,486	12	（注）1	可決（97.9%）
第2号議案	76,173	1,497	21	（注）2	可決（97.9%）
第3号議案					
1．野村拓伸	72,013	5,667	11	（注）3	可決（92.5%）
2．水上 康	71,953	5,727	11	（注）3	可決（92.5%）
3．口野達也	72,003	5,677	11	（注）3	可決（92.5%）
3．寺澤和哉	72,924	4,756	11	（注）3	可決（93.7%）
4．越原洋二郎	64,107	13,573	11	（注）3	可決（82.4%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上